

★ 医療法施行細則の一部を改正する規則（規則第六十一号）（医療介護基盤課）

一 改正の要旨

医療法の一部が改正されたことに伴い、医療法人の経営情報等の報告のための様式を追加するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和五年十月三十日